

エコアクション21 環境経営レポート

2024年度版

(対象期間 2023年10月 ～ 2024年9月)



発行日 2024年 10月 4日

東京ベロー精機株式会社

目 次

1．組織の概要	．．．． P 1
2．環境経営方針	．．．． P 2
3．実施体制	．．．． P 3
4．環境経営目標	．．．． P 4
5．環境経営計画	．．．． P 5
6．環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標	．．．． P 6
7．環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画	．．．． P 7
8．当社の取組	．．．． P 8
9．環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、違反、訴訟の有無	．．．． P 9
10．代表者による全体と評価の見直し・指示	．．．． P 10

1 組織の概要

1 事業者名及び代表者名

東京ベロー精機 株式会社
代表取締役社長 福島勝也

2 所在地

本社工場 静岡県沼津市西沢田字西荒234番地

3 環境管理責任者、事務担当者の氏名及び連絡先

環境管理責任者 中村 順一 TEL : 055-920-0111
事務担当者 中村 順一 E-mail : info@tokyobellow.co.jp

4 事業の概要

- 金属ベローズ及び金属ダイヤフラムの設計・製造
- 養鶏・養豚向け育成機の設計・製造
- 電子機器の組立

5 事業規模

決算期 前年10月～今年9月

事業規模	単位	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
売上高	百万円	666	688	647	724
従業員数	人	40	40	41	37
床面積	m ²	2200	2200	2200	2200

6 事業年度

毎年 10月1日 ～ 翌年 9月30日

7 レポートの運用期間及び発行日

環境経営レポートの運用期間 2023年10月1日～2024年9月30日
環境経営レポートの発行日 2024年10月4日

8 対象範囲

本社工場の全組織及び全活動 [上記4]

2 環境経営方針

[環境経営理念]

東京ペロー精機株式会社は、地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、優先課題と位置付けて金属ペローズ及び金属ダイヤフラムの設計・製造という事業活動を通じ、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

[基本方針]

当社は環境理念に基づき、環境マネジメントシステムを構築・推進して環境負荷を軽減するとともに、環境に配慮した継続的な環境経営を展開します。

1. 環境関連法規制その他当社が同意した要求事項を遵守します。
2. 環境に配慮した開発・生産・サービスに努めます。
3. 省エネ活動を積極的に行い、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
4. 水の効率的な使用による削減に努めます。
5. 化学物質の使用量削減及び適正管理に努めます。
6. 廃棄物排出量の削減と、リデュース・リユース・リサイクルに努めます。
7. 5S活動による安全で快適な職場環境を構築、維持に努めます。
8. 地域での社会貢献活動に努めます。
9. 環境に配慮した製造活動を中心に環境経営の継続的改善を行います。
10. 全従業員に対し環境経営方針を周知し、環境教育の推進・環境保全の意識向上に努めます。
11. 環境活動レポートを公開し利害関係者とのより良いコミュニケーションを実践します。

制定日 2009年6月18日

改定日 2021年1月29日

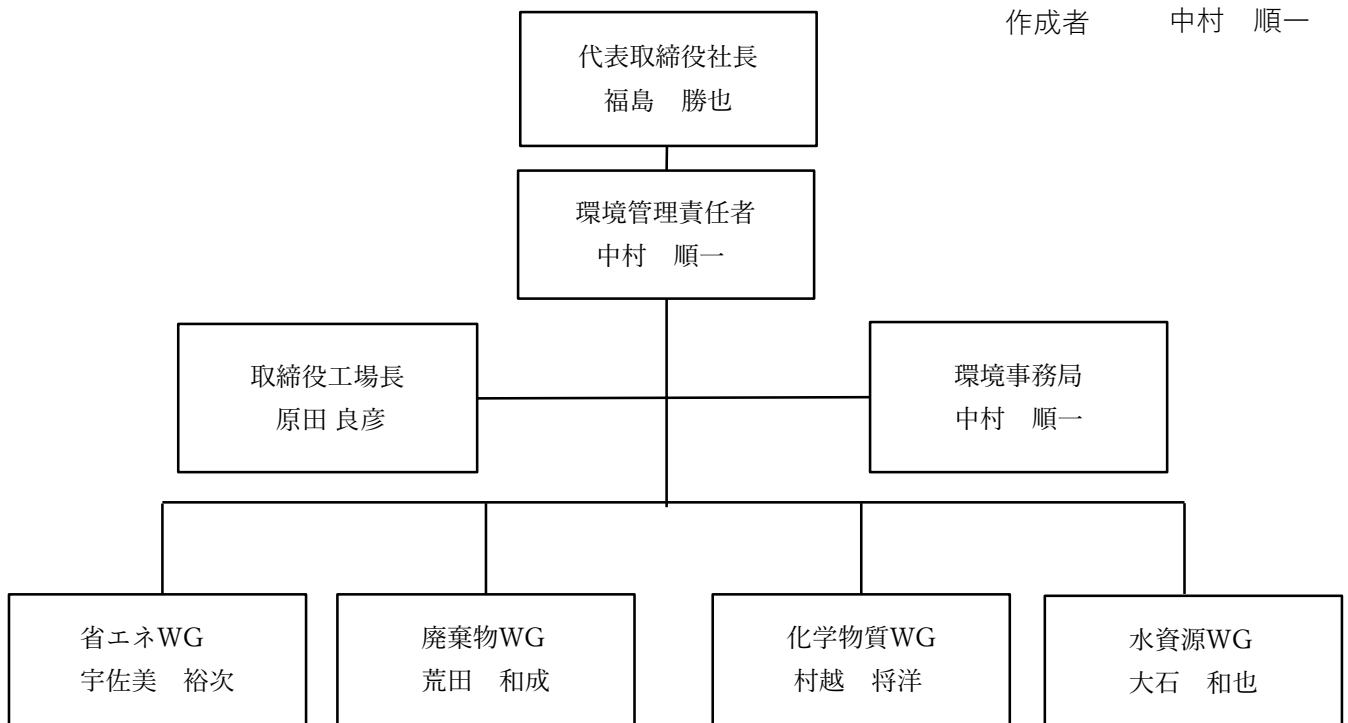
東京ペロー精機 株式会社

代表取締役社長 福島 勝也



3 実施体制

作成日 2021.5.10
作成者 中村 順一



[関係者の役割・責任・権限]

代表取締役社長	①環境経営全般の統括責任 ②環境経営方針の策定・見直し及び全従業員への周知 ③環境管理責任者の任命 ④環境経営活動に必要な資源の準備 ⑤環境経営目標、計画、レポートの承認、評価と見直し ⑥課題とチャンスの明確化
管理責任者	①環境マネジメントシステムの構築、運用、管理 ②環境経営目標、計画、レポートの承認 ③環境関連法規制等の取りまとめ表を承認 ④環境活動の取組結果を代表者に報告
環境事務局	①環境管理責任者の補佐、EA21推進委員会の事務局 ②環境経営目標、計画、レポートの作成 ③環境活動の実績集計 ④環境活動の外部コミュニケーション窓口 ⑤環境関連法規制等の取りまとめを作成
各WG	①各WGにおける環境活動の実施及び教育 ②環境負荷の自己チェック及び取り組み自己チェックの実施 ③環境活動の報告、問題点の発見・是正・予防の実施
全従業員	①環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

4 環境経営目標

■運用期間(2022年10月～2023年9月)の環境目標

作成日 2023.10.2

項目	単位	表示	基準年度	運用期間	
			2021年度	2023年10月～2024年9月	
			基準値	原単位目標削減率	目標値
二酸化炭素排出量	kg-CO2	総量	(94369.33)		
		原単位	141.37	-6.0%	133.61
電力	kWh	総量	(187986.00)		
		原単位	282.26	-1.0%	279.44
ガソリン	L	総量	(180.00)		
		原単位	0.27	-3.0%	0.262
軽油	L	総量	(620.00)		
		原単位	0.93	-15.0%	0.79
LPG	kg	総量	(1857.40)		
		原単位	2.79	-11.0%	2.48
一般廃棄物排出量	kg	総量	(4071.00)		
		原単位	6.11	-5.0%	5.8
産業廃棄物排出量 (再資源化有価物は除外)	kg	総量	(4726.00)		
		原単位	7.1	-5.0%	6.74
水使用量	m ³	総量	(1385.00)		
		原単位	2.08	-15.0%	1.77
化学物質購入量	kg	総量	(3214.00)		
		原単位	4.83	-1.0%	4.78
環境に配慮した 製品づくり	件	－	0件		1件

<備考>・削減比率は基準値に対する削減量の割合である ・原単位は売上100万円当たりの使用量である

二酸化炭素排出量 算定係数 [環境省 温室効果ガス排出量 2019年度実績]

電力(東京電力)	ガソリン	軽油	LPG
0.442kg-CO2/kWh	2.32kg-CO2/L	2.58kg-CO2/L	3.00kg-CO2/kg

■中長期の環境目標

作成日 2023.10.10

項目	単位	表示	基準年度	年度目標(原単位目標削減率)			
			2021年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
二酸化炭素排出量	kg-CO2	総量	(94369.33)	-6.00%	-7.00%	-8.00%	-9.00%
		原単位	141.37				
電力	kWh	総量	(187986.00)	-1.00%	-2.00%	-3.00%	-4.00%
		原単位	282.26				
ガソリン	L	総量	(180.00)	-3.00%	-4.00%	-5.00%	-6.00%
		原単位	0.23				
軽油	L	総量	(620.00)	-15.00%	-16.00%	-17.00%	-18.00%
		原単位	0.93				
LPG	kg	総量	(1857.4)	-11.00%	-12.00%	-13.00%	-14.00%
		原単位	2.79				
一般廃棄物排出量 (再資源化有価物は除外)	kg	総量	(4071.00)	-5.00%	-6.00%	-7.00%	-8.00%
		原単位	6.11				
産業廃棄物排出量 (再資源化有価物は除外)	kg	総量	(4726.00)	-5.00%	-6.00%	-7.00%	-8.00%
		原単位	7.1				
水使用量	m ³	総量	(1,385.00)	-15.00%	-16.00%	-17.00%	-18.00%
		原単位	2.08				
化学物質購入量	kg	総量	(3214.00)	-1.00%	-2.00%	-3.00%	-4.00%
		原単位	4.83				
環境に配慮した 製品づくり	件	－	1件	1件	1件	1件	1件

<備考>・削減比率は基準値に対する削減量の割合である ・原単位は売上100万円当たりの使用量である

・次年度より一般廃棄物と産業廃棄物を別々に記載し削減目標を作成、記述する

二酸化炭素排出量 算定係数 [環境省 温室効果ガス排出量 2019年度実績]

電力(東京電力)	ガソリン	軽油	LPG
0.442kg-CO2/kWh	2.32kg-CO2/L	2.58kg-CO2/L	3.00kg-CO2/kg

5 環境経営計画

(運用期間2022年10月 ～ 2023年9月)

作成日 2023.10.2

環境活動項目		担当	スケジュール			
			1/4期	2/4期	3/4期	4/4期
二酸化炭素排出量の削減	■電力使用量の削減	省エネWG				
	休憩時・退室時の消灯					
	エアコン温度設定の適正化					
	エアコンの清掃・設備点検					
	機械稼働時間の適正化及び操作スキル向上による稼働時間の短縮					
	社内気密性調査					
	■化石燃料使用量の削減					
	エコドライブの実行					
	出張・打合せ回数の適正化					
	公共機関による移動					
	社用車の燃費調査					
	■液化石油ガス使用量の削減					
	ガス機器稼働時間の適正化					
	給湯器の設定温度の見直し					
廃棄物排出量の削減	廃棄物分別の徹底	廃棄物WG				
	リサイクルの推進					
	廃棄溶剤のリユース					
	再使用を視野に入れたレイアウトの改善					
水使用量の削減	水を使う作業工程の適正化	水資源WG				
	水道設備のメンテナンス					
	浄化槽の屋根設置					
	洗浄工程の教育・監督強化					
化学物質購入量の削減	洗浄工程の改善・適正化	化学物質WG				
	洗浄液のリユース					
	リユース方法・種類の増加					
	溶剤容器の識別化					
環境に配慮した製品づくり	環境配慮された消耗品使用推進	全WG				
	環境配慮製品の開発・導入					



6 環境経営目標の実績・取組結果並びに次年度の環境経営目標

■運用期間（2023年10月～2024年9月）の環境目標の実績

作成日 2024.10.4

項目	単位	表示	基準年度	運用期間				
			2021年度	2023年10月～2024年9月				
			基準値	目標削減率	目標値	実績削減率	実績値	評価
二酸化炭素排出量	kg-CO2	総量	(94369.33)				(117219.10)	×
		原単位	141.37	-6.0%	133.61	14.5%	161.90	
電力	kWh	総量	(187986.00)				(236161.00)	×
		原単位	282.26	-1.0%	279.44	15.6%	326.19	
ガソリン	L	総量	(180.00)				(260.0)	×
		原単位	0.27	-3.0%	0.26	33.3%	0.36	
軽油	L	総量	(620.00)				(601.0)	×
		原単位	0.93	-15.0%	0.79	-10.8%	0.83	
LPG	kg	総量	(1857.40)				(1986.30)	×
		原単位	2.79	-11.0%	2.48	-1.8%	2.74	
一般廃棄物排出量 (再資源化有価物は除外)	kg	総量	(4071.00)				(3995)	○
		原単位	6.11	-5.0%	5.80	-9.7%	5.52	
産業廃棄物排出量 (再資源化有価物は除外)	kg	総量	(4726.00)				(5588)	×
		原単位	7.1	-5.0%	6.74	8.7%	7.72	
水使用量	m ³	総量	(1385.00)				(1286.00)	×
		原単位	2.08	-15.0%	1.76	-14.9%	1.77	
化学物質購入量	kg	総量	(3214.00)				(4487.00)	×
		原単位	4.83	-1.0%	4.78	28.4%	6.20	
環境に配慮した 製品づくり	件	—	—	1件		1件		○

＜備考＞削減比率は基準値に対する削減量の割合である

原単位は売上100万円当たりの使用量である

※ 二酸化炭素(CO2)排出量 算定係数【環境省 温室効果ガス排出量 2019年度実績】

電力(東京電力)	ガソリン	軽油	LPG
0.442	2.32	2.58	3.00
(kg-CO2/kWh)	(kg-CO2/L)	(kg-CO2/L)	(kg-CO2/kg)

■評価

CO2排出量	原因	設備増設及び操作教育による稼働時間の増加
	是正	作業標準化への取組
電力排出量	原因	設備投資、エアコン設定温度の緩和による消費電力増加
	是正	デマンド監視の強化
ガソリン使用量	原因	出張等、長距離移動によるガソリン使用量の影響
	是正	公共機関を使用した移動の検討
軽油使用量	原因	目標値に対して未達ではあるが、誤差の範囲内とする
	是正	現状を維持する
LPG使用量	原因	生産工程の多様化、教育等による使用量の増加
	是正	教育等による作業時間の短縮
廃棄物排出量	原因	洗浄工程の多様化、検証等による廃液の増加
	是正	新しい洗浄設備導入の検討
水使用量	原因	目標値に対して未達ではあるが、誤差の範囲内とする
	是正	現状を維持する
化学物質購入量	原因	洗浄工程見直しによる検証回数の増加
	是正	新しい洗浄設備導入の検討

7 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

作成日 2024.10.4

環境活動項目		担当	評価	考察	今後の取組内容
二酸化炭素排出量の削減	■電力使用量の削減	省エネWG	—	概ね実践出来ている	—
	休憩時・退室時の消灯		○	エアコン設定温度の パトロール強化	継続実施
	エアコン温度設定の適正化		○		継続実施
	エアコンの清掃・設備点検		○		継続実施
	機械稼働時間の適正化及び操作 スキル向上による稼働時間短縮		○	概ね実践出来ている	継続実施
	社内の気密性調査		△		継続実施
			—		—
	■化石燃料使用量の削減		—	概ね実践出来ている	—
	エコドライブの実行		○		継続実施
	出張・打合せ回数の適正化		○		継続実施
	運搬回数、ルートの見直し		○		継続実施
	公共機関による移動		—		継続実施
	社用車の燃費調査		△		継続実施
	■液化石油ガス使用量の削減		—	概ね実践出来ている	—
	ガス機器稼働時間の適正化		○		継続実施
	給湯器の設定温度の見直し		○		継続実施
			—		—
			—		—
廃棄物排出量の削減	廃棄物分別の徹底	廃棄物WG	○	分別は徹底されている	継続実施
	リサイクルの推進		△	検証はしているが大きな 成果は出ていない	継続実施
			—		
	再使用を視野に入れたレイアウトの改善		△	統一されたルール作りの 検討	継続実施
			—		—
水使用量の削減	水を使う作業工程の適正化	水資源WG	○	概ね実践出来ている	継続実施
	水道設備のメンテナンス		○	洗浄工程多様化の影響が 大きい	継続実施
	浄化設備の3S		○		継続実施
	洗浄工程の適正化		△	計画は進行中	継続実施
化学物質購入量の削減	洗浄工程の改善	化学物質WG	○	概ね実践出来ている	継続実施
	洗浄液のリユース		△	消防法に関連する為 慎重に検討する	再検討
	リユース方法・種類の増加		△		再検討
	洗浄工程の教育・監督強化		○		継続実施
			—		—
環境に配慮した製品づくり	環境配慮された消耗品使用推進	全WG	○		継続実施
	環境配慮製品の開発・導入		○		継続実施
			—		—

8 環境への取組



■リスクアセスメント説明会



■工場内全照明LDE化



■社員への意識づけ

■5S勉強会



■近隣清掃

9 環境関連法規一覧表

承認
中村
2024.10.4

法律・条例			条項	遵守事項または規制基準	当社の適用及び対応	評価		
義務	法令	騒音規制法	第5条	規制基準値の遵守	夜間採業の自粛（夜22：00以降）	○		
			第6条	特定施設の届出	特定施設を届出る コンプレッサー：2台	○		
			第8条	特定施設の数等の変更の届出	届出内容の変更があれば届出	該当なし		
		振動規制法	第5条	規制基準値の遵守	夜間採業の自粛（夜22：00以降）	○		
			第6条	特定施設の届出	特定施設を届出る 金属加工機械（動力プレス）、コンプレッサー	○		
			第8条	特定施設の変更等の届出	届出内容の変更があれば届出	該当なし		
		R o H S 指令 （有害物質使用制限指令）	2011/65/E U	・特定有害物質10物質群 1.鉛 2.水銀 3.カドミウム 4.六価クロム 5.PBB 6.PBDE 7.フタル酸ビス 8.フタル酸ジブチル 9.フタル酸ブチルベンジル 10.フタル酸ジイソブチル ・最大許容濃度 カドミウム0.01w t %（100 p p m） その他0.1w t %（1000 p p m）	R o H S 指令適合品の購入、使用	○		
			静岡県 条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第52条	騒音基準の遵守義務	夜間採業の自粛（夜22：00以降）	○
					第53条	騒音特定施設の届出	特定施設を届出る	○
	第79条	振動基準の遵守義務			社内設備が適正に維持されていることを確認する	○		
第80条	振動特定施設の届出	特定施設を届出る 金属加工機械（油圧式プレス）			○			
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○		
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○		
義務	法令	消防法	第9条の4	少量危険物、及び指定可燃物の貯蔵及び取扱基準	少量危険物の貯蔵・取扱を届出る	該当なし		
			第11条	指定数量以上の危険物保管の届出	指定数量以上の危険物の保管の消防署への届出	該当なし		
			第13条	危険物の取扱作業に關して保安の監督	危険物取扱者の設置	該当なし		
			第17条の3	消防用設備等の点検及び報告	消火設備の定期点検	○		
		フロン排出抑制法 （フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）	第16条	冷凍空調機器：全ての第一種特定機器を対象 ①自身での「簡易点検（3ヶ月に1回以上）」実施 ・点検記録は機器廃棄後3年間保管 ・電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」 ②空調機（50 k W以上）1年に1回以上 ③空調機（7.5 k W～50 k w未満）3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器（7.5 k W以上）1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④ 有資格者による定期点検 簡易点検の実施（3ヶ月に1度）	○		
			第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引き渡し義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き渡し義務	該当なし		
			経産省・環境省告示第13号	点検記録簿の保存期間延長	点検記録簿を機器を廃棄してから3年間保存する	○		
		省エネ法 （エネルギーの使用の合理化に関する法律）	第41条	エネルギー使用量の合計が1、500KL/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量（原油換算地）の確認	該当なし		
			法令	浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検 年4回 20人槽（北側）16人槽（南側）伊豆総業㈱へ委託 清掃 年1回 20人槽（北側）16人槽（南側）（有）第一衛生社へ委託	○ ○
		第10条の2			浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○	
第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査 年1回 20人槽（北側）16人槽（南側）静岡県生活科学検査センターへ委託			○			
水質汚濁防止法	第7条	特定施設の変更等の届出（都道府県知事）		届出内容の変更があれば届出	該当なし			
	第12条	排水の水質基準の遵守		PH5.8～8.6 3ヶ月に1回PH電極点検 東海プラント㈱に委託 ・亜鉛2mg/ℓ以下 ・銅3mg/ℓ以下 ・鉛0.1mg/ℓ以下 （毎月） 記録の保管 3年間	○ ○ ○			
	第14条の2	有害物質を含む水が公共用水に排出した場合は 応急処置を講じる。 事故状況・応急処置の内容を都道府県知事に届け出る。		事故発生時、早急に機械・作業の停止、応急処置を行い 責任者に報告。 委託業者に対応を依頼する。	該当なし			
廃棄物処理法 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理		沼津市の許可を受けた一般廃棄物処分業者に委託する	○			
	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管		保管基準の遵守、保管場所の表示	○			
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理		収集運搬及び処分許可業者への委託（アーンパ・アサヒブリティック・紅産業）	○			
	第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守		処理業者と契約契約書の締結	○			
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	有資格者の確認及び設置	○				
	第12条の3第1項	マニフェストの交付	管理票（マニフェスト）の交付	○				
	第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○				
	第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○				
第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）	○					
第12条の3第8項	管理票写しの送付が無い時の適切な措置の実施	D,E票が期間内に戻されない場合には静岡県知事に報告する	該当なし					
家電リサイクル法 （特定家庭用機器再商品化法）	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電廃棄時のサイクル料金の支払	該当なし				
	自動車リサイクル法 （使用済自動車の再資源化等に関する法律）	第8条	使用済自動車の引渡義務	都度行う	該当なし			
		第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払（廃車時）	該当なし			
	静岡県 条例	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置	事業場ごとに設置	○		
第10条			委託先の実地確認と記録の保存	実地確認(年1回)及び記録の5年間保存	○			

(1)環境関連法規等の遵守状況

(2)違反・訴訟などの有無

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

当社に対して関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

10 代表者による全体の評価と見直し・指示

1 見直し関連情報

作成日 2024.10.4

項目	確認	必要に応じて評価記載
エコアクション文書	☒	記録・文書として作成しました。
環境経営目標及び目標達成状況	☒	複数の項目で未達
環境経営計画及び取組実施状況	☒	継続して取り組みます。
環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒	記録に記載致しました。
外部コミュニケーション・対応記録	☒	特に問題ありませんでした。
問題点の是正・予防措置の実施記録	☒	適切に実施されていました。
取引先、業界、その他の外部動向	☒	継続して取り組みます。

2 代表者による全体評価・見直し指示

達成に至らなかった項目についての原因・状況は把握している。

各現場で実施される実験・検証は生産業務と同等の資源を消費する為、方向性を明確にして環境負荷への低減を念頭に取り組むこと。

東京ペロー精機株式会社
代表取締役社長 福島 勝也

見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
環境経営方針	有・ ☒ 無	
環境経営目標	有・ ☒ 無	
環境経営計画	有・ ☒ 無	
環境に対する組織 (実施体制含め)	有・ ☒ 無	
その他 (外部への対応)	有・ ☒ 無	